

(4) 病害虫の防除

- ネギアザミウマ対策
 - ・たまねぎほ場に近接した圃場での栽培回避
 - ・ネギアザミウマの被害許容水準の活用
 - ・適切な薬剤の選択
- 物理的防除
 - ・土壌還元消毒法による根腐萎凋病防除
- 耕種的防除
 - ・アザミウマのハウス内への侵入抑制対策として、ハウス周りの除草、シルバーマルチの設置
 - ・タマネギバエ対策として、被害葉の圃場外搬出
 - ・タネバエの発生対策として、未熟な有機物施用の回避

(5) 植物成長調整剤の使用

使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

○前年にさび病、べと病が多発した圃場では、特に注意すること。

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

| 分類 | 慣行 | 使用基準 | | | |
|-----|---------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|
| | 化学肥料施用量 (kg/10a) | 総窒素施用量 (上限値、kg/10a) | たい肥等施用量 (下限値、t/10a) | 化学肥料施用量 (上限値、kg/10a) | たい肥施用量 (上限値、t/10a) |
| 露地 | 28.0 | 24.0 | 2.0 | 19.0 | 3.0 |
| ハウス | 25.0 | 25.0 | 4.0 | 14.0 | — |

- 注1 窒素肥沃度水準「低」の場合の基準である。
ただし、化学肥料施用量は窒素肥沃度水準「中」の基準を上限とする。
- 注2 たい肥 1 t 当たりの窒素換算量は露地が 1 k g、ハウスが 1.5 k g とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。
- 注3 ハウスにおいて、ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には 1 t 当たりの窒素換算量を 2 k g とする。
- 注4 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。
- 注5 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。ただし、露地の場合は 1 年間の施用量が 5 t を超えないものとする。
- 注6 露地の場合はたい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

| 作型 | 慣行 | | | | | | 使用基準 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|
| | 殺菌剤 | | 殺虫剤 | | 除草剤 | 植調剤 | 計 | 殺菌剤 | | 殺虫剤 | | 除草剤 | | 植調剤 | | 計 | | | |
| | (種子消毒) | 殺菌剤 | 殺虫剤 | 殺菌剤 | | | | 殺虫剤 | 基幹 | 臨機 | 基幹 | 臨機 | 基幹 | 臨機 | 基幹 | 臨機 | 基幹 | 臨機 | 合計 |
| *簡易軟白 | 8 | (3) | 5 | 0 | 1 | 0 | 14 | 3 | (3) | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 | 9 |
| 春夏どり | 8 | (3) | 5 | 0 | 1 | 0 | 14 | 3 | (3) | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | 9 |
| 秋冬どり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載
 基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除
 臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

| 作型 | 道央地域 | | | | | | 道南地域 | | | | | | 道東・道北地域 | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|------|------|------|-----|------|
| | は種期 | | 定植期 | | 収穫期 | | は種期 | | 定植期 | | 収穫期 | | は種期 | | 定植期 | | 収穫期 | |
| | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 | 始 | 終 |
| *簡易軟白 | 7/1 | 3/31 | 9/1 | 6/10 | 3/1 | 9/30 | 7/1 | 3/31 | 9/1 | 6/10 | 3/1 | 9/30 | 11/20 | 3/31 | 2/20 | 6/10 | 6/1 | 9/30 |
| 春夏どり | 7/1 | 3/31 | 9/1 | 6/10 | 3/1 | 9/30 | 7/1 | 3/31 | 9/1 | 6/10 | 3/1 | 9/30 | 11/20 | 3/31 | 2/20 | 6/10 | 6/1 | 9/30 |
| 秋冬どり | 5/20 | 6/10 | 7/20 | 8/10 | 11/1 | 2/28 | 5/20 | 6/10 | 7/20 | 8/10 | 11/1 | 2/28 | — | — | — | — | — | — |

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な作期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合があります。

G 注釈

●土壌診断による施肥の適正化

露地栽培では生土培養窒素または熱水抽出性窒素の分析（3年以内）、ハウス栽培では硝酸態窒素の分析（定植前もしくは播種前）を行い、窒素肥沃度に応じた施肥を行う。

●土壌還元消毒法による根腐萎凋病防除

・方法

- ① 有機物(40%)としてフスマあるいは米糠 1t/10aを作土層混和
- ② チューブかん水：100～150mm
- ③ 透明フィルムで表面を密着被覆
- ④ ハウス密閉20日間

・殺菌に必要な土壌条件

- ① 地温30℃以上
- ② 圃場容水量以上の水分
- ③ 処理数日後からドブ臭が発生すること。（酸化還元電位-100mv以下）

・ねぎ栽培における施肥対策

- ① 基肥として5～10kgN/10a
- ② たい肥など有機物は施用しない。

●ネギアザミウマ対策

- ・たまねぎほ場に近接した圃場で発生が多いので、そのような場所での作付けを避ける。発生が少ない環境では防除不要の場合もある。
- ・収穫30日前までは寄生頭数が株当たり10頭以下であれば収量に影響しない。
- ・収穫前30日間の最大寄生時寄生数（上位3葉）2頭が、商品化率90%に対応した被害許容水準である。薬剤防除によりこれを超えないように抑える。
- ・薬剤の種類により効果が異なり、また薬剤抵抗性の発達が認められているので、使用する薬剤は最新の情報に基づいて選択する。